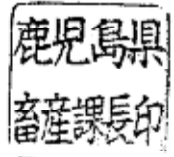


畜 第 1 0 0 7 号
令和元年12月24日

鹿児島県トラック協会長 様

鹿児島県農政部畜産課長



豚流行性下痢に係る防疫措置の再徹底について（通知）

平素より、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号農林水産省消費・安全局長通知。以下「マニュアル」という。）及び「豚流行性下痢に係る防疫措置の再徹底の継続について」（平成30年1月5日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）により、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。

本病は、例年、気温の低下する冬季に発生が増加する傾向にありますが、国内では本年は8月以降、すでに36農場での発生が確認されており、大発生が見られた平成25年を超える勢いで発生しております。

つきましては、傘下会員等に対し、マニュアルを踏まえた防疫措置の再徹底について、改めて指導いただくとともに特にワクチン接種について積極的に指導いただきますようお願いいたします。

なお、本病対策における飼養衛生管理の徹底、と畜場などの畜産関連施設での防疫措置の徹底等は、CSFを含む豚病の発生予防及びまん延防止対策にも有効であることを改めて申し添えます。

記

1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4の（1）の侵入防止対策について、指導すること。

2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として、平時から継続的に母豚に対してワクチンを使用することが望ましいことから、豚の飼養者に対して、マニュアル7の（2）のワクチン使用時の留意点について十分説明するとともに、積極的なワクチン接種を促すこと。

3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては、早期通報が極めて重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3の（1）について、指導すること。

鹿児島県農政部畜産課
家畜衛生係 藏菌・中田
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599

(別添)

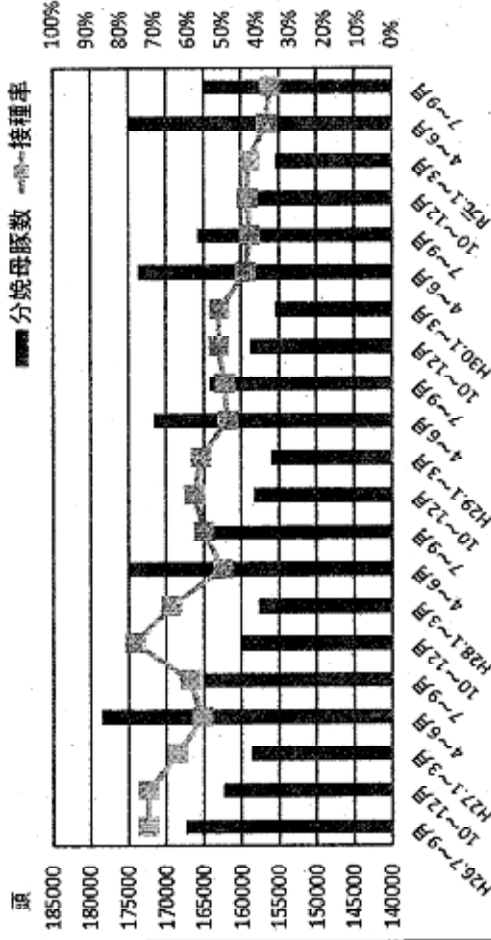
豚流行性下痢 (PED) のワクチン接種率の推移について (推定)

- PEDワクチンの接種率は、ワクチンの円滑な供給対策を実施してきた平成26年5月以降、概ね6割で推移していましたが、直近では4割前後と推定されます。
- 本病の被害低減 (子豚の損耗防止) のためには、豚舎消毒等の飼養衛生管理と併せて、平時から継続的に妊娠母豚に対しワクチンを使用することが重要です。(「豚流行性下痢 (PED) 防疫マニュアル」(平成26年10月24日付け消費・安全局長通知) の7. ワクチンを参照)

(参考) 接種率=ワクチン販売数÷要接種母豚数 (推定) ×100

	分娩母豚数	要接種母豚数	ワクチン販売数	接種率
平成27年 7~9月	164,814	329,627	196,873	60%
10~12月	160,234	320,469	241,342	76%
平成28年 1~3月	157,685	315,370	204,755	65%
4~6月	175,208	350,417	175,284	50%
7~9月	164,573	329,145	182,912	56%
10~12月	158,375	316,749	183,866	58%
平成29年 1~3月	156,128	312,256	176,114	57%
4~6月	171,539	343,078	166,839	49%
7~9月	164,304	328,608	161,784	49%
10~12月	158,791	317,581	162,354	51%
平成30年 1~3月	141,413	282,826	157,962	51%
4~6月	173,747	347,494	149,719	43%
7~9月	165,852	331,705	138,899	42%
10~12月	160,226	320,451	136,808	43%
令和元年 1~3月	155,512	311,025	131,011	42%
4~6月	175,168	350,335	136,808	37%
7~9月	164,778	329,557	116,807	36%

分娩母豚数とPEDワクチン接種率の推移 (推定)



資料：畜産物流通調査、平成21年度農豚基礎調査全国集計結果、畜産安全管理課調べ

[注]

- ・ 分娩母豚数：平成23年11月以降のと畜頭数から、産後の事故率 (9.6%) 及び平均産乳頭数 (9.2頭) を考慮して推定
- ・ 要接種母豚数：分娩母豚数に接種回数 (2回) を乗じた数。
- ・ ワクチン販売数：平成27年2月までは畜頭数からの受注数。平成27年3月以降はメーカーからの出荷数より推計。また、産種時のロス等を考慮せず、全て接種されていると仮定。



元消安第 4190 号
令和元年 12 月 23 日

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚流行性下痢に係る防疫措置の再徹底について

平素より家畜衛生行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
ます。

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢 (PED) 防疫マニュアル」(平成 26 年 10 月 24 日付け 26 消安第 3377 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「マニュアル」という。)及び「豚流行性下痢に係る防疫措置の再徹底の継続について」(平成 30 年 1 月 5 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡)により、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施いただいているところです。

本病は、例年、気温の低下する冬季に発生が増加する傾向にありましたが、本年は 8 月以降、すでに 36 農場での発生が確認されており、大発生が見られた平成 25 年を超える勢いで発生しております。

本病については、飼養衛生管理及びワクチン接種を徹底することが重要ですが、本年 7～9 月のワクチン接種率は 4 割を切っており(別添)、免疫が適切に付与されていないことが本病拡大の一因であると推測されます。

つきましては、豚の飼養者及び養豚関係者に対し、マニュアルを踏まえた防疫措置の再徹底について、改めて指導いただくとともに特にワクチン接種について積極的に指導いただきますようお願いいたします。なお、本病対策における飼養衛生管理の徹底、と畜場などの畜産関連施設での防疫措置の徹底等は、CSF を含む豚病の発生予防及びまん延防止対策にも有効であることを改めて申し添えます。

記

1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止対策が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4の(1)の侵入防止対策について、指導すること。

2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として、平時から継続的に母豚に対してワクチンを使用することが望ましいことから、豚の飼養者に対して、マニュアル7の(2)のワクチン使用時の留意点について十分説明するとともに、積極的なワクチン接種を促すこと。

3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては、早期通報が極めて重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3の(1)について、指導すること。

4 と畜場など畜産関係施設での防疫措置の徹底

マニュアル4の(3)の②に記載された畜産関係施設における対策について、実効性ある防疫措置が講じられるよう、公衆衛生部局等の関係者とも連携し、と畜場など畜産関係施設における消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が認められた場合には、改善を指導すること。